令 和８年 10 月 30 日
個 人 情 報 保 護 委 員 会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａの更新

「ゲノムデータの個人識別性に関する検討について 2026 年版とりまとめ」（令和８年８月 31 日公表（ゲノムデータの個人識別性に関する検討会））において示された、ゲノムデータの個人識別性に係る科学的な観点からの考察を踏まえ、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ」中、「1-1 定義」について、以下のとおり更新します。なお、更新後のＱ＆Ａは、令和８年 10 月 30 日から適用されます。

（個人識別符号）

Ｑ１－24－２　ガイドライン（通則編）２－２に個人識別符号に該当するゲノムデータの範囲に関する記載がありますが、がん等における後天的に発生する体細胞バリアントに関するゲノムデータは、個人識別符号に該当しますか。

Ａ１－24－２　がん等における後天的に発生する体細胞バリアントに関するゲノムデータは、当該体細胞バリアントの部分のみを取り出した場合には、特定の個人の身体の一部の特徴を示す情報としては可変性の程度が大きいこと等から、それ単体では、「遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」に該当せず、個人識別符号に該当しません。

なお、個人識別符号に該当しないゲノムデータであっても、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、個人情報に該当する点に留意が必要です（法第２条第１項第１号）。

（令和８年 10 月追加）

（個人識別符号）

Ｑ１－24－３　ガイドライン（通則編）２－２に個人識別符号に該当するゲノムデータの範囲に関する記載がありますが、単一遺伝子疾患等における生殖細胞系列の遺伝的バリアントに関するゲノムデータは、個人識別符号に該当しますか。

Ａ１－24－３　単一遺伝子疾患等の生殖細胞系列の遺伝的バリアントに関するゲノムデータは、当該遺伝的バリアントの部分のみを取り出した場合には、多くの場合には情報量が限定的であり、それ単体では「互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ」等に該当しません。単一遺伝子疾患等における生殖細胞系列の遺伝的バリアントに関するゲノムデータのうち、「全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ、９座位

以上の４塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」に該当しないものは、個人識別符号に該当しません（ガイドライン（通則編）２－２参照）。

　なお、個人識別符号に該当しないゲノムデータであっても、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、個人情報に該当する点に留意が必要です（法第２条第１項第１号）。

（令和８年 10 月追加）